平成２９年（フ）第４２９号
北海道石狩市厚田区別狩110番地３
債務者　飯尾　宙世
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４３５号
札幌市東区北22条東２丁目３番10号　コーポ寿22Ａ101号
債務者　松本　　章
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４４１号
札幌市豊平区豊平４条12丁目２番13―403号
債務者　樋口　恭子
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４５３号
札幌市中央区南８条西21丁目１番８号
債務者　森本　啓照
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２２号
北海道厚岸郡厚岸町若竹２丁目79番地
債務者　櫻田由美子
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月24日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第２７号
北海道厚岸郡厚岸町白浜１丁目１番地　白浜公住Ｈ６Ａ２―204
債務者　飯田タマヱ
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月24日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第４７号
釧路市愛国東２丁目13番３号
債務者　小山　貴広
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月24日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第６１号
釧路市柳町９番５号　ハートハウス太陽の顔
債務者　遠藤ヨスヱ
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月24日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第３９号
群馬県伊勢崎市市場町２丁目473番地１　フルーツハイツＢ
債務者　野中有佑実
1　決定年月日時　平成29年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月24日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第５４号
群馬県北群馬郡吉岡町大字漆原308番地６　ベルデＢ101号室
債務者　山﨑　秀子
1　決定年月日時　平成29年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月24日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１０５号
埼玉県川越市大字的場1762番地３（県営川越的場団地105号室）
債務者　北田　和彦
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第８８号
静岡県田方郡函南町塚本187番地の３　クリア函南207、前住所静岡県田方郡函南町柏谷1103番地の２　テクノピア函南104
債務者　塩尻　雅也
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月24日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第９９号
愛知県岡崎市舞木町字小井沢９番地２　愛恵園、前住所愛知県岡崎市日名南町６番地14　早川アパート
債務者　田原　　咲
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月24日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第１０２号
愛知県高浜市論地町３丁目２番地58　（中島荘　２号）
債務者　小笠原芙佐子
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月24日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第１３号
福岡県大牟田市大字歴木668番地１　歴木市営住宅122号
債務者　今西　香織（旧姓谷川）
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月24日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２９年（フ）第７号
長崎県五島市木場町252番地７
債務者　築地　勝洋
1　決定年月日時　平成29年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月24日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２９年（フ）第２号
北海道滝川市中島町３丁目７番18号
債務者　佐々木奈津子
1　決定年月日時　平成29年３月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月25日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係